

議案第100号

福岡市と粕屋南部消防組合との消防通信指令事務の委託に関する協議について

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、粕屋南部消防組合の消防通信指令事務を同組合から委託を受けて本市において実施することについて、同組合と協議するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市と粕屋南部消防組合との消防通信指令事務の委託に関する協議について

消防通信指令事務を、次の規約により粕屋南部消防組合から委託を受けて本市において実施することについて、同組合と協議する。

福岡市と粕屋南部消防組合との消防通信指令事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 粕屋南部消防組合（以下「甲」という。）は、消防通信指令に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、福岡市（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）を負担し、これを乙に交付するものとする。

2 委託費の額及び交付の時期は、乙が甲と協議して定める。

3 乙は、前項の協議に当たって、委託費の積算根拠を明らかにした書類を甲に提出するも

のとする。

(予算の執行)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第5条 乙は、各年度において、委託費の予算に残額が生じた場合は、法第235条の5に規定する各年度の出納閉鎖日までに甲に返還するものとする。

2 甲及び乙は、各年度において、委託費に不足が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(決算の場合の措置)

第6条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定める。

(規定外の事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、甲及び乙が協議して定める日から施行する。